平成 24 年 12 月号

社会保険労務士

杉浦事務所便り

連絡先:〒060-0041

札幌市中央区大通東2丁目8-5 プレジデント札幌ビル5階

電話: 011-207-7771 FAX: 011-207-7772 e-mail: k.sugi@sr-roumu.com URL http://www.sr-roumu.com

すぎうらブログ随時更新中!http://ameblo.jp/sr-sugi/

最近の労働裁判から ピックアップ

◆たばこの煙で安全配慮義務違反?

仕事中の受動喫煙が原因で病気になったとして、岩手県の職員男性が同県に対して損害賠償(約890万円)などを求めて訴訟を起こしていましたが、盛岡地裁は請求を棄却しました(10月5日判決)。

この男性は 2008 年1月ごろ公 用車を運転した際、車内における たばこの煙が原因となって、鼻の 痛みや呼吸困難が発生し、同年4 月に「化学物質過敏症」と診断さ れ、その後、2009 年7月までの約 1年間休職となりました。

裁判では、県が「公用車の少なくとも1台を禁煙車にしなかったこと」が、安全配慮義務違反となるかどうかが争点だったようですが、裁判長は「男性が呼吸困難を発症した2008年当時、残留たばこ煙にさらされないようにすべったとの認識は一般的ではなかった」とし、安全配慮義務違反には該当しないと判断しました。

◆エンジニアの死亡は過労によるものか?

システム開発会社(本社:東京都)のエンジニアだった女性が死亡した原因は過労にあったとして、女性の両親が元勤務先に対して損害賠償(約8,200万円)を求めていましたが、福岡地裁は過労死と認め、約6,820万円を支払うよう命じました(10月11日判決)。

この女性は 1998 年に入社して 福岡事業所に勤務し、2006 年から システム改修のプロジェクトに携 わり、午前 9 時から翌日の午前 5 時まで働くこともあったそうで す。2007 年 3 月に自殺を図った後 に職場復帰をしましたが、同年 4 月、出張先のホテルで致死性不整 脈のため死亡しました。

裁判長は、2007年2月の時間外 労働時間が127時間を超え、プロ グラム完成などの精神的緊張もあ ったとして、死亡と業務との因果 関係を認めました。

◆契約更新拒否は解雇権の濫用か?

空調機器会社(大阪市)の元期間従業員4人が、有期雇用契約に上限を定めて契約更新を拒否されたのは解雇権の濫用であるとして、元勤務先に対して地位確認などを求めていましたが、大阪地裁はこの請求を棄却しました(11月1日判決)。

当初、4人は請負社員として勤務 $(6\sim18$ 年間)していました。 大阪労働局が2007年12月に「偽装請負」であるとして是正指導を行い、会社は2008年3月に4人を正社員として雇用(期限付き)しましたが、2010年8月末以降の契約を更新しませんでした。

裁判長は「解雇の手続きを踏まずに期間満了によって契約が終了する点に着目して有期雇用契約を申し込んだにすぎず、解雇権濫用とはいえない」と判断しました。

高年齢者雇用の状況と 改正法施行後の 高齢従業員の処遇

◆希望者全員が65歳以上まで 働ける企業は5割弱

厚生労働省は、2012 年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果を10月中旬に公表しました。これによれば、高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は97.3%(前年比1.6ポイント上昇)でした。

また、希望者全員が 65 歳以上 まで働ける企業の割合は 48.8% (同 0.9 ポイント上昇) で、大企 業で 24.3% (同 0.5 ポイント上 昇)、中小企業で 51.7% (同 1.0 ポイント上昇) との結果となりま した。

◆約4分の1は継続雇用を 「希望しない」

また、定年到達者の継続雇用の 状況についてですが、過去1年間 に定年年齢に到達した人 (43 万 36 人) のうち、「継続雇用された 人」は73.6% (31 万 6,714 人)、 「継続雇用を希望しなかった人」 は24.8% (10 万 6,470 人)、「継 続雇用の基準に該当しないこと 等により離職した人」は1.6%(6.852 人) でした。

約4分の1の人は継続雇用されること自体を望んでいないようです。

◆継続雇用者の処遇はどのように決める?

高年齢者雇用安定法の改正



(2013年4月1日施行)により、 労働者が希望すれば、企業は 65 歳までの雇用確保措置(継続雇用 等)が義務付けられます(例外あ り)。その際に問題となるのが、継 続雇用者の「処遇」です。

日本経団連が行った「2012 年人事・労務に関するトップ・マネジメント調査」の結果によれば、法改正に伴って必要となる対応について、44.2%の企業が「高齢従業員の貢献度を定期的に評価し、処遇へ反映する」と回答しています。

高齢従業員の業務内容や貢献度 に応じて、処遇を決定しようとし ている企業が多いようです。

「中途採用」を成功させるためには何が必要?

◆求める人材像は明確ですか?

株式会社アイデムの研究部門「アイデム人と仕事研究所」が、正社員の中途採用に関する実態調査を行いました。この調査は、直近1年間に正社員の中途採用面接を行った企業を対象に行われ、1,010社が回答しています。

調査では、自社内の採用ビジョンについて、「求める人材像が確立されている」(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計)が60.1%あった一方で、37%が「確立されていない」と回答しています。また、求める人材像が確立されている企業において、採用に関わる社員の間でその人材像が「共有されている」と回答したのは25.2%、「どちらかといえば共有されている」と回答したのは57.2%でした。

さらに、面接で「自社の求める 人材を見抜けている」と回答した 企業は55.8%で、見抜けている企 業ほど「求める人材像」も明確で あったという比例関係があること がわかったそうです。

◆人材像の「確立」と「共有」 に必要なこと

求める人材像があやふやであったり、採用担当者に共有されていなかったりすれば、自社の求める人材は採用できません。求める人材像が確立されていない、あるいは確立されていても共有できていない原因はどこにあるのでしょうか?この原因を考えていくと、「『経営戦略』が明確になっている

がそこの原因を考えていている が見れていると考えていている か」につながっていると考えがれます。つまり、(1)経営戦略が明確になっている、(2)人材の評価 方針(人事考課制度)が明確間ある、(3)その評価方針が社員配化が 共有・合意されている(規定化のが だ分に遂行されて初めて、、共有 になってジョンが定まり、共確に れ、会社が求める人材像が明確になのです。

◆良い人材は良い経営戦略と その管理から

良い人材を採用するためには、 まず、自社の戦略を明確にするこ と。そして会社がその戦略を実行 するには、その進捗を管理する人 事制度の構築が不可欠です。

面接テクニックを提供する会社なども多くあり、担当者のスキルアップ自体も重要ではありますが、「良い人材が入ってこない」と思い当たる場合には、一度、人事制度について考えてみてはいかがでしょうか。

今後重視される安全衛生分野における取組み

◆「第 12 次労働災害防止計画」 の策定に向け審議中

「第 12 次労働災害防止計画」とは、労働安全衛生に関して、平成25 年から平成29 年までの5年の間に、国(厚生労働省)が計画的・重点的に対策を行う内容を定めるものです。

◆改正労働安全衛生法とメン タルヘルス対策

労働安全衛生法の改正(改正法 案は今国会では廃案になりました が)では、健康診断時のストレス チェック制度や受動喫煙対策の推 進も明記され、労働者数50人以上 の会社についての重点的な対策が 検討されていたようです。昨今の メンタルヘルスに関する状況を見 ていると、今後も労働者の安全・ 健康管理に対する国の施策が進め られていくのは確実なようです。

◆対策が強化される業種は?

労働災害防止対策を重点的に進める業種として、「建設業」「貨物運送業」「第3次産業(小売業)」「介護事業(社会福祉施設)」等が挙げられています。これらの業種では、業務に伴う発生率の高い災害を防止するとしています。

なお、恒常的な長時間労働などは、行政による是正指導・是正勧告、そして様々な労使トラブル(合同労組・ユニオン等からの団交要求、多額の損害賠償請求、無用な裁判費用、新たな労災・メンタル不全の発生…etc)の元凶となりますので、早めの取組みが大切です。